

## 令和4年 第2回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 令和4年2月10日(木) 午後1:30~3:30
2. 場所 : 山村開発センター1階 中会議室
3. 出席委員 (人)

職名	番号	氏名
会長	10	日向 将行
委員	1	田守 和人
委員	3	下村 勇一郎
委員	4	工藤 勉
委員	5	荻沢 功
委員	6	橋端 哲美
職務代理	7	谷地村 久人
委員	8	佐藤 哲
委員	9	佐藤 久美子

4. 欠席委員 (1人) 2番長井進
5. 会議書記 事務局主事 服部 獨
6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第3号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第4 議案第4号

農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の農地転用に係る意見について

## (令和4年第回総会)

議長	議会に入る前に、新郷村村民憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、1番田守委員にお願いします。
	(新郷村村民憲章の唱和)
議長	本日の出席委員数は9名で、定足数に達しておりますので、これより令和4年第2回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第1議事録署名委員の指名についてを議題とします。 議事録署名委員は、議長指名ということでご異議ありませんか
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは議事録署名委員には3番下村委員並びに5番荻沢委員を指名します。
議長	次に日程第2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	朗読と説明
議長	次に、日程第3議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。 受付番号第3号について審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	2ページをお開きください。 日程第3議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明いたします。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により別紙農用地利用集積計画の決定について承認を求めるものです。 当事案は公告にて権利移動する一括方式による貸借となっております。 3ページをお開きください。 受付番号第3号についてご説明いたします。 新郷村長より令和4年1月25日付け新農林第387号で農用地利用集積計画について決定を求められているものです。 農地の所在は、大字戸来字丹内沢、地目は畠で、面積は●●●●m <sup>2</sup> 、10年間の使用貸借です。 4ページから7ページに協議に係る資料の写し、8ページに位置図、9ページに令

	<p>和3年12月時点の現況画像を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号第3号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を4番工藤委員から報告を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号、受付番号第3号について現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地目は畠で、所有者が労働力不足により耕作できない状況にあるため、農地中間管理機構へ貸し付けし、受け手へ畠として貸し付けするものであります。</p> <p>現地の状況から周辺農地への支障は無く、また、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと思われます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第3号受付番号3号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号受付番号第3号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、日程第4議案第4号農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の農地転用に係る意見についてを議題といたします。</p> <p>受付番号第1号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>10ページをお開き下さい。</p> <p>日程第4議案第4号農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の農地転用に係る意見について説明いたします。</p> <p>農地法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があつたので意見を求めるものです。</p> <p>11ページをお開き下さい。</p> <p>受付番号第1号、農地の所在は戸来字ハツ役、地目は畠、面積は●●●●m<sup>2</sup>で、転用目的は露店駐車場であります。</p> <p>申請人、転用理由は議案書記載のとおりです。</p> <p>12ページに許可申請書の写し、13ページに委任状の写し、14ページに農地転用計画書の写し、15ページに事業計画図の写し、16ページに隣接現況図の写し、</p>

	<p>17ページから18ページに全部事項証明書の写し、19ページから21ページに残高証明書の写し、22ページに公図の写し、23ページに位置図の写し、24ページに案内図の写し、25ページに始末書の写し。これは転用許可申請前に土留め工事を施工したためによるものです。</p> <p>26ページに隣接土地所有者の承諾書の写し、28ページに令和3年8月時点の現況画像を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>申請地の農地区分については、小規模で生産性が低い農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>また、転用許可基準に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 資力及び信用</li> <li>② 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意</li> <li>③ 転用目的からの農地転用面積の適正</li> <li>④ 周辺の農地に係る営農条件の支障の有無</li> </ul> <p>等について調査した結果、転用許可相当と判断し、県知事へ提出して差し支えないものと考えられます。</p> <p>以上で受付番号第1号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を6番橋端委員から報告を求めます。
事務局	<p>議案第4号、受付番号第1号について現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地目は畠であり、譲受人は露店駐車場として当該申請地を転用申請するということです。</p> <p>現地の状況から周辺農地への支障は無く、問題は無いと思われます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第4号受付番号4号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第4号受付番号4号は原案のとおり決定しました。</p> <p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、令和4年第2回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和 4年 2月 10日

議 長 日向 將行

署名者 長井 進

署名者 工藤 勉